

青森県告示第二百九十一号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により令和四年四月八日青森県告示第二百四十九号で規制した次に掲げる区域等について、令和四年五月十一日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三村 申 吾

一 規制されていた区域

上北郡野辺地町字向田

上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越

上北郡六ヶ所村大字尾駁家ノ後、二又

二 規制されていた期間

令和四年四月八日から令和四年五月十日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止